

アンテックビルコン®S

畜舎 鶏舎 器具類 診療施設

幅広い殺菌スペクトラム持つ複合次亜塩素酸系消毒剤。畜鶏舎や器具類、踏込槽の消毒にすぐれた効果を発揮します。



特長

- あらゆる病原菌を即効・確実に駆除。
- 粉末タイプで取り扱いが簡単。
- 不快な臭いや刺激臭がなく、腐敗性も少ないピンク色（希釈液）の消毒剤。
- 診療施設内の消毒にも優れた効果を発揮。

製品紹介

製品名	アンテックビルコン®S
用途	畜・鶏舎、搾乳器具・ふ卵器具、踏込槽および診療施設内の消毒
使用対象	畜・鶏舎／器具類／小動物診療領域（診療施設）
成分・分量	本品100g中に、ペルオキソ-硫酸水素カリウム50.0g及び塩化ナトリウム1.5gを含有
形状（包装）	1kg、5kg、10kg
効能・効果	<p>【畜産領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●畜・鶏舎の消毒 ●搾乳器具・ふ卵器具の消毒 ●踏込槽での消毒 <p>【小動物診療領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●診療施設内の消毒

用法・用量

本品を下記の希釈倍率となるよう水又は微温湯にて溶かし散布、浸漬又は使用する。

【畜産領域】

- 畜・鶏舎の消毒:
500倍希釈液を床面又は壁に適量散布する。（有効塩素量で表した酸化力0.02%）
- 効果が認められるウイルス類を対象とした畜・鶏舎の消毒:
500～2000倍希釈液を床面又は壁に適量散布する。（有効塩素量で表した酸化力0.02～0.005%）
- 搾乳器具・ふ卵器具の消毒:
1000倍希釈液に2～5分間浸漬する。（有効塩素量で表した酸化力0.01%）
- 踏込槽での消毒:
100倍希釈液を使用し、薬液の更新は1週毎又はひどく汚れた時とする。（有効塩素量で表した酸化力0.1%）

【小動物診療領域】

- 診療施設内の消毒:
100倍希釈液を診察台、手術台、床又はケージに適量を散布する。（有効塩素量で表した酸化力0.1%）

ご使用上の注意

一般的注意

- 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

使用者に対する注意

- 原末及び希釈液が、皮膚、眼、飲食物、飼料、被服、少児のおもちゃ等に直接かからないように注意すること。万一、皮膚や眼に付着した場合はよく洗うこと。
- 原末及び希釈液を誤食・誤飲しないよう注意すること。
- 本剤を誤飲した場合は、吐かずに、直ちに医師の診察を受けること。
- 本品又は本品の希釈液を取り扱う場合には、ゴム手袋等を装着すること。
- 散布中にはマスク等をして本剤を吸い込まないように注意すること。
- アレルギー体質等で、発赤、掻痒感等の過敏症状が現われた場合には直ちに使用を中止すること。

保管上の注意

- 小児の手の届かない乾燥した暗所に保管すること。
- 使用後は常にふたをしめること。

使い方

【踏込槽での使用方法】

- 本剤は有機物等(糞、尿等の汚物、血液、血清、牛乳等)により消毒効果が減弱するので、長靴をよく洗浄し、有機物を落としてから、踏込槽内に入ること。
- 汚染した長靴は、消毒槽内で30秒間洗浄することが望ましい。

【小動物診療領域での使用方法】

- 本剤の希釈液が医療機器等にかからないよう注意すること。
- 本剤の希釈液を閉鎖空間で散布する場合は、使用者及びペットに対する塩素の影響を考慮して、換気に注意して使用すること。
- 本剤は塩素を含有する物質と混合すると塩素ガスが発生する危険性があるため、塩素系の漂白剤、洗剤・洗浄剤等と混合して使用しないこと。
- 本剤は有機物等(糞、尿等の汚物等)により消毒効果が減弱するので、それらを布等で拭き取った後に、適切な噴霧又は散布器具等を用いて適量を散布すること。

取扱い上の注意

- 本品は石灰などのアルカリ性物質との混合、併用を避けること。アルカリ性洗剤を使用した時は十分水洗した後、本品を使用すること。
- 有機物質等(糞、尿等の汚物、血液、血清、牛乳等)は、本剤の消毒効果を減弱させるので、水で十分に清拭又は洗浄して有機物質等を除去してから使用すること。
- 希釈液は、使用の都度調製すること。
- 希釈液を調製する場合は、次のことに注意すること。
 - 鉄、亜鉛、ブリキ等の金属器具を腐食させることがあるので、プラスチック製またはステンレス製の容器等で調製すること。
 - 調製に使用する容器は予め十分に水洗しておくこと。
- 本品の希釈液は直接畜・鶏体に散布しないこと。
- 本品の希釈液は直接小動物の身体に散布しないこと。
- 他の殺虫剤や消毒剤と混用しないこと。
- 搾乳器具は、消毒後、水で十分に洗浄し、牛乳中に薬剤が混入しないようにすること。
- 本品がこぼれた場合には大量の水で洗い流すこと。本品を火中に投入などしないこと。
- 大量の薬液が、活性汚泥法による污水处理施設等に流入しないようにすること。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤または本剤の希釈液を廃棄する際は、環境や水系を汚染し